

令和7年度 病床機能分化促進事業（予定）の概要

区分	基準額等	補助対象経費
施設整備 (改修) 計画書①	<ul style="list-style-type: none"> ・補助単価 273,000 円/m² ・基準面積 6.4 m²/床 ・病床上限 60 床 	病院が行う回復期リハビリテーション病床又は地域包括ケア病床の整備に必要な改修に要する工事費等
施設整備 (新築・増改築) 計画書②	<ul style="list-style-type: none"> ・病床の20%以上の削減を要する ・病床転換を行わない場合でも、病床の20%以上の削減を行う場合は、補助単価を下げた補助 ・補助単価 <ul style="list-style-type: none"> 新たに転換する病床分 273,000 円/m² 転換しない病床分 244,600 円/m² ・基準面積 25 m²/床 ・病床上限 120 床（公立・公的病院は240床） 	病院が行う回復期リハビリテーション病床又は地域包括ケア病床の整備に必要な増改築に要する工事費等（病床転換を行わなくても地域の病床規模適正化に向け減床のうえ新築・増改築を行う病院は補助対象とする。）
設備整備 計画書①	<p>ア ヘキ地に所在する病院 1箇所当たり 100,000 千円</p> <p>イ アに掲げる以外の病院 次の(1)から(5)により算出された額の合計額 (1) 医療機器等(2)、(3)及び(4)に掲げるものを除く。 1箇所当たり 22,000 千円 (2) 心臓病専用医療機器 1箇所当たり 6,285 千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1箇所当たり 6,285 千円 (4) 医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器等 1箇所当たり 11,000 千円 (5) 心電図受信装置 1箇所当たり 2,774 千円</p>	病院が行う回復期リハビリテーション病床又は地域包括ケア病床の整備に必要な医療機器等の購入費（ただし、回復期リハビリテーション病床又は地域包括ケア病床を新たに整備する年度に限る。）
<p>※補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額の1/2以内を補助額とする。</p>		